⑾　反社会的勢力　以下のいずれかに該当する者をいう。
①　平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」第７、１⑴アに定められた暴力団等
②　前号に定める暴力団等と密接な関係を有する者
③　前各号に準ずる者

⑿　秘密情報　次のいずれかに該当する情報をいう。
①　特定情報提供者に係る情報（但し、協会に対し特定の特定情報を提供した事実を除く。）並びに第６条第１項又は第８条第３項の規定に基づき協会が取得した情報。但し、当該情報が次のいずれかに該当する場合には該当するに至った時以降秘密情報に当たらないものとする。
ａ　取得時に既に公知であった情報
ｂ　取得後、当該情報を取得した者の責に帰すべき事情なくして公知となった情報
ｃ　第三者から秘密保持義務の負担なく取得した情報
②　特定情報、特定情報提供者が協会に対し特定の特定情報を提供した事実及び第13条に定める情報

⒀　利用協会員　協会員であって、第４条第１項の承認を受けた者をいう。

（協会の業務）

第３条　特定情報照会サービスとして、協会は次の業務及びこれに附帯する業務を行う。
①　特定情報提供者から特定情報の提供を受けること。
②　提供を受けた特定情報につき、記録し保存すること。
③　利用協会員の特定情報照会に応じて、対価を得て、利用協会員に対し回答情報を提供すること。
④　前項各号に掲げるもののほか、自主規制会議で定める事項

２　協会は、この規則に特に定める場合を除き、自主規制会議で定めるところにより、特定情報照会サービスの業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。但し、前項第３号の業務のうち対価の請求及び受領に係る部分及び第４号の業務のうち自主規制会議で指定信用情報機関以外の者に委託することを認めた業務を除き、指定信用情報機関以外の者に委託することはできない。

３　協会が、指定信用情報機関に対し、第28条に定める利用料金の請求又は受領の事務を委託した場合、当該委託を受けた指定信用情報機関は、法令に反しない限り、当該事務を遂行するために必要な限度で協会を代理することができる。

第２章　利用協会員

（利用者の範囲）

第４条　特定情報照会サービスは、協会員であって協会の承認を得た者に限って利用することができる。

２　前項の承認を得るには、協会が定めるところに従い特定情報照会サービスの利用申込みを行い協会の承認を得なければならない。

（利用申込み）

第５条　前条第２項の申込みは、協会が別に定めるところに従い、必要事項を記載した別紙様式１による特定情報照会サービス利用申込書を提出して行わなければならない。

（利用審査）

第６条　協会は、第４条第２項の申込みにつき、審査を行うために必要がある場合には、申込者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

２　申込者に次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、協会は、当該事由が解消されるまで利用承認を保留することができる。
①　前条に従い提出された申込書に不備がある場合
②　前項の規定に基づき説明又は資料の提出を求められたにもかかわらずこれに応じず又は当該説明若しくは資料の提出に不備がある場合
③　協会に対する会費、負担金その他の金銭債務の履行を遅滞している場合
④　申込者が貸金業を休止している場合

３　前項に従い申込みを保留したときには、協会は、申込者に対し、その旨及びその事由を通知する。申込者が係る通知を受けてから１か月以内に、前項第１号から第３号までの場合にあっては当該事由を解消した場合、前項第４号の場合にあっては当該事由を解消しその旨を協会に届け出た場合を除き、第４条第２項の申込みは撤回されたものとみなす。

（申込みの承認）

第７条　協会は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合を除き、第４条第２項の申込みを承認しなければならない。
①　申込者が協会員でない場合
②　協会が指定信用情報機関に対し、第３条第２項に基づき同条第１項第２号又は第３号の業務を委託している場合において、申込者が当該受託指定信用情報機関の加入貸金業者でない場合
③　申込者につき貸金業法10条第１項各号のいずれかに該当する事由がある場合
④　申込者又は申込者の役員（貸金業法第４条第１項第２号に定める役員をいう。以下本章において同じ。）若しくは重要使用人（貸金業法施行令第３条に定める使用人をいう。以下同じ。）が、反社会的勢力に該当する場合
⑤　申込者又は申込者の役員若しくは重要使用人（以下これらを総称して「申込者ら」という。）が、申込前５年以内に、反社会的勢力を利用し又は反社会的勢力に利益を供与している者である場合（但し、申込者らが貸金業法施行規則第２条第１項第１号、第２号又は第４号に該当する場合には、申込者の業務のためになされた場合に限る。）
⑥　申込者らが、特定情報を反社会的勢力の威力又は活動を助長するためその他反社会的勢力に利益を図るために用い、又は用いるおそれが認められる場合
⑦　前各号に掲げる場合のほか、申込者らが特定情報を不正又は著しく不当な目的で用い、又は用いるおそれが認められる場合

２　協会が第４条第２項の申込みを承認した場合には、当該申込者に対してその旨と承認年月日を明らかにして通知するものとする。また、申込みを承認しなかった場合には、その旨及びその事由を通知しなければならない。

（利用資格の喪失）

第８条　利用協会員が前条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当したときには、第４条第１項の承認はその効力を失い、当該利用協会員は当然に特定情報照会サービスを利用する資格を失う。

２　利用協会員が次の各号のいずれかに該当したときには、協会は、理事会の決定により、特定情報照会サービスの利用資格を喪失させることができる。
①　利用協会員又はその役員若しくは重要使用人（以下「利用協会員ら」という。）が特定情報照会サービスの利用申込みをした日の５年前までに反社会的勢力を利用し又は反社会的勢力に利益を供与したことがある場合（但し、利用協会員らが貸金業法施行規則第２条第１項第１号、第２号又は第４号に該当する場合には、利用協会員の業務のためになされた場合に限る。）
②　利用協会員らが特定情報を反社会的勢力の威力又は活動を助長するためその他反社会的勢力に利益を図るために用い、又は用いるおそれが認められる場合
③　前二号に掲げる場合のほか、利用協会員らが特定情報を不正又は著しく不当な目的で用い、又は用いるおそれが認められる場合
④　利用協会員が第28条に定める利用料金を支払わず、催告を受けても支払をしない場合

３　協会は、利用協会員が前二項に定めるいずれかの事由に該当する疑いがある場合には、当該利用協会員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。